

提出前の留意事項

1. 傷病手当金は被保険者が業務外の病気やケガの治療のため仕事に就けず賃金が支払われないとき、生活保障給付として申請することができる給付金です。

以下の①～④全ての受給要件を満たす必要があります。(再掲)

- ① 病気・けがのための療養中のとき(業務上・通勤途上・第三者による行為が原因の場合を除く)
- ② 療養のために仕事につけなかったとき
- ③ 連続して3日以上仕事につけなかったとき(休業4日目から支給)
- ④ 給与等がもらえないとき

2. 支給期間について

同一または関連の傷病について、支給開始日から1年6か月の日数分までとなります。なお、中途入社の方で他の社会保険で同一または関連の傷病で給付を受けていたときは、その支給期間が引き継がれます。

3. 支給額と支給調整について

支給額は休業1日につき「支給開始月を含む直近12ヵ月間の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1」相当額の3分の2です。休業中に有給休暇を取得し会社から賃金の支払があるときは、報酬額が傷病手当金の額を下回るときにその差額が支給されます。障害厚生年金、老齢退職年金等、他制度において生活保障給付を受けている場合も同様となります。

4. 内容審査について

申請書が到着したのち、支給可否について健康保険法に基づき内容審査(※)を行います。

(※) 疾病・負傷の症状、医療機関への受診(投薬)状況等や、過去の傷病手当金の受給状況等により、必要に応じて被保険者・医師等へ照会させていただき、支給可否について適正に判断を行います。場合により審査に時間がかかることがあります。医師の意見書を参考に当組合が認めた場合に支給されますので、申請書を提出されても支給について妥当ではないと判断した場合は支給されません。

5. 正しい療養について(重要)

傷病手当金の支給は、疾病に対する療養の給付(医療機関での治療・投薬等)を行い、療養に専念した上で病気やけがを治し、労働力を早期に回復することが主な目的であるため、医師から通院の指示が出されている場合は、指示に従い受診すること、医師が薬による治療が必要とし処方箋を交付した場合は、指示に従い調剤薬局で薬を受け取り服薬する等が重要と考えられています。

6. 健康保険法の参考条文を踏まえて

健康保険法第99条では、傷病手当金の支給額、及び支給期間について規定されていますが、その要旨としては疾病、または負傷に対する療養の給付あるいは療養費の支給等の保険給付により労働力の早期回復を計ることをその主目的のひとつとしていることから、正当な理由もなく自己判断で受診を中断したり、処方箋が交付されているにもかかわらず服薬しない等の場合は、正しい療養をされていないと判断され、傷病手当金が支給されないことがありますのでご注意ください。